

飯田市交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、市の市長、副市長、職員(以下「市長等」という。)が、飯田市(以下「市」という。)を代表して市以外の者と交際を行うために市が支出する費用(以下「交際費」という。)の種別及び交際費を支出する際の判断基準について定めることにより、市政の円滑な執行を図ることを目的とする。

(交際費の種別及び内容)

第2条 この基準における交際費の内容は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 会費 会費制の祝賀会、記念式典等に参加し、会費として金額の明示がある場合に支出する金員
- (2) 寸志 各種大会、各種総会、記念式典等の行事に出席し、寸志として支出する金員
- (3) 弔意 市以外の者の葬儀において支出する香典、供花及び籠盛り
- (4) 見舞い 市以外の者が、病気、事故等により入院した場合に支出する金員
- (5) 懇談費 市政運営に関係する意見の交換、渉外、情報収集等で飲食を伴う懇談に係る経費として支出する金員
- (6) 雑費 贈答品、来賓への茶菓子代、広告その他市長が特に必要とする経費として支出する金員
- (7) 前各号の規定に関わらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対するものについては支出しないものとする。

(交際費を支出する際の一般的な判断基準)

第3条 市は、次の第1号から3号のいずれかに該当する場合に市長等に対して交際費を支出するものとする。

- (1) 市長等が、市を代表して公務を執行する場合
- (2) 交際費の支出が、必要最小限の金額、または社会通念上妥当な範囲内の金額である場合
- (3) 市の政策目標の達成のため、及び市政運営の円滑な推進に資するために行われる懇談において、市政運営についての助言、指導、協力等を行う者に対してその対価として支出する場合

(交際費を支出する際の個別的な判断基準)

第4条 第2条第1号に規定する会費としての金額の明示がない場合に、金員を支出する必要が生じたときは、会場の規模、施設等を考慮して、支出する金員の金額を決定する。

2 第2条第3号に規定する弔意及び同条第4号に規定する見舞いは、その都度社会通念上妥当な範囲内金額で支出するものとする。

(その他)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて見直しを行い、交際費執行上常に透明性のあるものとする

(委任)

第6条 この基準に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。